

SHINSHU
SUZAKA
2025.1.1



No.27

重伝建地区内の修理・修景に関する補助金を希望される方は
2月14日(金)までにご相談ください。

1 現状変更行為を行うときはご相談をお願いします

現状変更行為とは、建築物(地区内にある全ての建物)や工作物(門、塀、石積みなど土地に定着する全てのもの)を新しく設置、外観の変更を伴う改築や外壁の塗装などを行うことです。これらを現状から変更するときは事前の申請および許可が必要となりますので、変更前に相談していただくようお願いいたします。許可までに時間がかかる場合もありますのでお早めにご相談ください。

また、歴史的な町並みに調和しない変更の場合、計画の修正をお願いすることがあります。図面等の作成前にご相談いただくとスムーズに手続きを進められます。



2 修理・修景の補助を希望される場合

補助金を活用して修理・修景等を行う場合は、下のような流れになります。補助金の交付を行うために必要な手続きが多くありますので時間がかかります。ご承知おきの上、余裕をもった計画をお願いします。

令和8年度に工事をご希望の方は期日までに以下書類をお持ちの上ご相談ください。

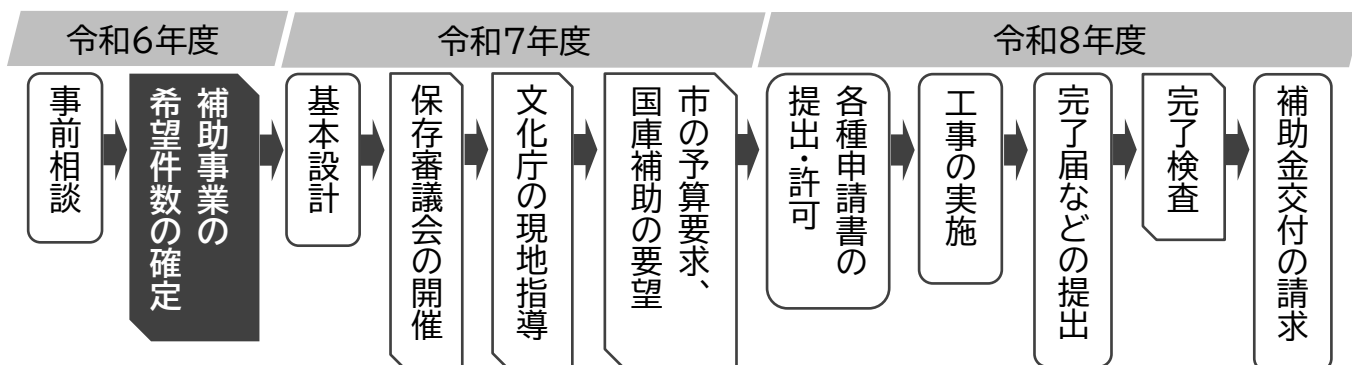
期日:**令和7年2月14日(金)**

提出書類:**「補助事業実施希望申込書」**

※申込書の様式は市ホームページもしくは文化スポーツ課窓口でご確認ください。

また、補助をご希望の旨をご連絡いただいた場合でも補助の希望件数によっては、令和9年度以降の補助となる場合があります。

【令和8年度に補助を希望される場合の流れ】



裏面へつづく

3 重伝建地区内の基準(ルール)について

歴史的な町並みを保存し、伝統的建造物(歴史のある建築物・工作物)との調和を図っていくため、重伝建地区には「修理基準」、「修景基準」、「許可基準」があります。どの基準も建築物・工作物の外観に係る基準ですが、今回はそのうち「修理基準」について説明します。

「修理基準」とは、特定物件(後世に残していくことを同意いただいた建築物・工作物)を、補助金を活用して修理する場合に守っていただく基準です。そのため、特定物件ではないものはこの基準に該当しないこととなります。

今回は特定物件の中でも建築物にしぼって修理基準をお伝えしますが、工作物についても基準の対象となりますので建築物と同様に基準を守っていただきますようお願いいたします。

修理基準

建築物	土地の形 ・配置	・受けついできた土地の形を維持する。 ・歴史的なうつり変わりを調査し、 現状維持もしくは、むかしの状態へ復原する。
	構造・規模・ 外部デザイン	・歴史的な外観を維持するため、痕跡調査をし、 現状維持もしくは、むかしの状態へ復原する。

例えば…

○玄関の戸

当時は引戸だったものを別の形式のものにしている場合は、引戸にして当時の色や形状に近いものにします。

○窓

現在はアルミサッシでも当時は木製だった可能性が高い場合には、木製の窓サッシに戻します。

○外壁

土壁の上から板を貼っている場合、板を剥いで土壁をつくり、中塗り仕上げか白漆喰仕上げで仕上げます。
※中塗り仕上げ＝中塗り土を塗り重ねて仕上げた外壁。
茶色の壁。

白漆喰仕上げ＝白漆喰で仕上げた外壁。白色の壁。

○屋根

屋根の状態をもとものの瓦屋根や板葺き屋根に戻します。また、屋外広告物などに関しても基準を設けています。基準に合わない場合には変更することもあります。



重伝建地区の概要、これまでの町並み保存の取り組み、現状変更行為についてなど、詳しくは下記二次元コードを読み込んでホームページからご確認ください。

また、現状変更行為についてはガイドラインも参考にご検討ください。

日頃より町並みの保存・活用にお心づかいいただきありがとうございます。2024年は地区の選定が決まったり、シンポジウムを行ったりと、須坂地区としてとても濃い一年でした。色々大変お世話になりました。2025年もご協力をよろしくお願いいたします。ご相談やお気づきの点などありましたら気兼ねなくご連絡ください。

編集・発行・問合せ
須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
重伝建推進係 担当:栗田、小西、山田
☎026-248-9027

詳しくはこちらから

